

地域医療支援病院について

1 地域医療支援病院制度について

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認する。ただし、千葉県においては、特例条例により千葉市長へ移譲されており、さらに千葉市保健所長委任規則により保健所長に委任されている。

2 地域医療支援病院となるための要件等概要

承認要件等項目	概要
(1) 紹介患者に対する医療提供	次のいずれかに該当すること。 ① 紹介率 80%以上 ② 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上 ③ 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上
(2) 共同利用の実施	病院の建物の全部若しくは一部、設備、器機又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師等その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させる体制が整備されていること。
(3) 救急医療の提供	24 時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる施設及び医療従事者が確保されていること。 次のいずれかに該当すること。 ①年間救急搬送患者数÷救急医療圏人口×1000≥2 ②年間救急搬送患者の受け入れ数≥1000
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会等研修を定期的（年間 1 2 回以上）に行う体制、設備が整備されていること。
(5) 病床の規模	原則 2 0 0 床以上を有すること。
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	集中治療室、化学・細菌・病理等検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室等すべて必要施設は有していること。
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	地域医療支援病院運営委員会を設置しており、その構成員は医療関係者の団体、県・市町村代表、学識経験者を含むこと。
(8) 諸記録の管理及び閲覧	諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されていること。

3 医療圏別地域医療支援病院（9医療圏23病院）

医療圏	医療機関名	承認年月日
千葉	千葉県こども病院	H16.12.24
	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	H20.6.25
	千葉市立海浜病院	H25.8.6
	千葉市立青葉病院	H28.4.1
東葛南部	船橋市立医療センター	H22.3.31
	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	H23.3.25
	社会福祉法人恩賜財団済生会 千葉県済生会習志野病院	H25.8.6
	東京歯科大学 市川総合病院	H28.3.31
	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター国府台病院	H29.2.9
	順天堂大学医学部附属 浦安病院	R3.10.7
	東京ベイ・浦安市川医療センター	R4.3.23
東葛北部	松戸市立総合医療センター	H29.12.27
	東京慈恵会医科大学附属 柏病院	H30.3.30
	医療法人徳洲会 千葉西総合病院	R5.3.17
印旛	成田赤十字病院	H18.8.30
	東邦大学医療センター佐倉病院	H28.6.1
	日本医科大学 千葉北総合病院	R3.10.7
香取海匝	総合病院国保旭中央病院	H29.3.1
山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	H30.5.31
安房	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	H16.12.20
君津	国保直営総合病院 君津中央病院	H23.1.25
市原	帝京大学ちば総合医療センター	H30.3.30
	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院	H19.3.30

4 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項(令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九関係)※

令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九第一項第二号に規定する「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」については、様々な医療の中で、地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものについて、都道府県知事が地域の実情に応じて、適切に定めるべきものであること。

具体的には、例えば以下のような項目について、地域の実情から当該地域医療支援病院が実施することが適切であると考えられる場合に、責務として追加することが考えられること。

ア) 医師の少ない地域を支援すること。

イ) 近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会議における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。

ウ) 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。

エ) 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

なお、追加する責務については、例えば医師の少ない地域を支援することを責務とする場合には、地域医療対策協議会における議論を踏まえたものとなるようにする等、関連する他の協議会、審議会等における議論を踏まえたものとなるようにすること。

※ 当該事項については、県で対応を検討した結果、承認済の地域医療支援病院を含め一律で定めることとせず、承認に関する調整会議における協議及び医療審議会病院部会における審議の際にその都度ご意見を伺うこととなりました。

承認要件の確認（千葉メディカルセンター）

名称・所在地	医療法人社団誠馨会 千葉メディカルセンター 千葉市中央区南町1丁目7番1号	
開設者（申請者）	千葉市若葉区加曾利町1835番地1 医療法人社団誠馨会 理事長 景山 雄介	
開設年月日	平成26年12月1日	
診療科目	内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、心臓血管外科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、小児科、眼科耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、精神科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、病理診断科救急科… <u>24診療科</u>	
(1) 紹介患者に対する医療提供	・ 紹介率 69.6%、逆紹介率 60.0% (紹介率65%以上、逆紹介率40%以上で申請)	適
(2) 共同利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用病床6床 ・ CT、MRI ・ 研修実施施設 会議室（3室）、多目的室（4室）、研修・研究室（1室）、図書室（1室） ・ 共同利用規程あり ・ 登録医療機関423 	適
(3) 救急医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急告示病院 ・ 救急患者7,846人 ・ 医師80人、看護師295人 ・ 優先病床 12床 ・ 専用病床 21床 	適
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修実施回数 13回 ・ 参加者 570人（症例検討等） ・ 研修指導者 医師12人 理学療法士10人 ・ 研修プログラム、研修委員会あり 	適
(5) 病床の規模	・ 348床 内訳 一般病床 348床	適
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	・ 手術室、研究室、図書館等、すべて必要な施設は有している。	適
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会設置予定（設置要綱あり、委員承諾書あり） ・ 委員構成は医療関係者の団体、県・市町村代表、学識経験者を含む構成となっている。 	適
(8) 諸記録の管理及び閲覧	・ 諸記録管理責任者及び管理担当者を選任し、閲覧方法等を定めており、諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されている。	適

※実績については令和5年度である。